

平成 27 年度決算に基づく資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号) 第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり公表します。

●資金不足比率

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
水道用水供給事業会計	— %	20.0 %	

※ 資金不足額がない場合「—」で表示

資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して、指標化し経営状況の深刻度を示すものです。

資金不足比率＝資金の不足額／事業の規模

[illegible]